平成２１年（フ）第３７１号
静岡市葵区瀬名７丁目１番３―503号、旧住所静岡市葵区与一３丁目８番18―９号
債務者　松本　佳和
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時40分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２５３号
東京都町田市中町１丁目29番５号レデイースメゾン517
債務者　小仲　春美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２７１号
東京都八王子市川口町1890番地市営住宅川口団地７号
債務者　土屋　富司
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２７２号
東京都国分寺市内藤２丁目40番地都営国分寺内藤二丁目アパート１―301
債務者　明石由加利
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２７３号
東京都狛江市岩戸北３丁目12番13―401号
債務者　成田　喜秋
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２６号
熊本県天草市倉岳町棚底2101番地２
債務者　川端　厚子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第３０９号
愛知県豊川市中条町鴻ノ巣53番地
債務者　小林美佐子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２００６４号
埼玉県行田市佐間１丁目26―18
債務者　五十嵐英樹
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成１９年（フ）第４１１７号
神奈川県横浜市西区中央２丁目44番８号
破産者　中央炊飯株式会社
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３７９号
東京都世田谷区中町３丁目29―１―206
破産者　明石　憲章
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７５号
東京都羽村市小作台３丁目17番地18
破産者　有限会社アークファースト
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３１２３号
北海道札幌市清田区清田二条３丁目10番55号
破産者　株式会社ＭＯＶＥ
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４８５１号
東京都豊島区西池袋２丁目32―３―106
破産者　石村　和子
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６６０５号
埼玉県狭山市笹井３丁目27―13、住民票上の住所埼玉県狭山市笹井１丁目11―13―201
破産者　淺沼　一惠（旧姓石田）
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６７９９号
神奈川県高座郡寒川町小谷１丁目12―23
破産者　青島　友江
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６８３３号
東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷766番地２
破産者　有限会社穂和建設
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６８３４号
東京都あきる野市小川488―７
破産者　坂本　陽市
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６８３５号
東京都あきる野市小川488―７
破産者　坂本　惠子
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６８３６号
東京都あきる野市小川488―７
破産者　坂本　英輔
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部